

公益財団法人金津創作の森財団役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人金津創作の森財団（以下「財団」という。）の定款第14条第3項及び第30条第3項の規定する、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び宿泊料の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額等)

第3条 役員の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席について日額3,000円とする。

- 2 理事長は1週間につき2日の勤務を要するものとし、その報酬の額は月額80,000円とする。
- 3 監事の報酬の額は、会計監査について年額6,000円とする。
- 4 評議員の報酬の額は、評議員会への出席について日額3,000円とする。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、役員又は評議員が、財団の業務で各本項に定めるもの以外の業務に従事するときは、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。
- 6 役員又は評議員が、前各項に定める報酬の受け取りを辞退したときは、これを支給しない。

(費用)

第4条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第5条 財団は、この規程を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人金津創作の森財団の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月23日から施行し、同月1日より適用する。